

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2018 年 2 月 1 日



社報タイトル「協力」は社内で掲げる平成 30 年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

## 小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	須 賀 保 利
		税理士	藤 利 文

税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

## 3月の税務

1. 29年分所得税の確定申告  
申告期限・・・2月16日から3月15日まで 納期限・・・3月15日
2. 所得税確定損失申告書の提出期限・・・3月15日まで
3. 29年分所得税の総収入金額報告書の提出期限・・・3月15日まで
4. 確定申告税額の延納の届出書の提出  
申告期限・・・3月15日 延納期限・・・5月31日
5. 個人の青色申告の承認申請  
申告期限・・・3月15日（1月16日以後新規業務開始の場合は、  
その業務開始日から2か月以内）
6. 29年分贈与税の申告期間・・・2月1日から3月15日まで
7. 個人の道府県民・市町村民税・事業税（事業所税）の申告期限・・・3月15日
8. 国外財産調書の提出・・・3月15日
9. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限・・・3月12日
10. 個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限・・・4月2日
11. 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉 申告期限・・・4月2日
12. 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 申告期限・・・4月2日
13. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限・・・4月2日
14. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）  
〈消費税・地方消費税〉 申告期限・・・4月2日

# 川崎大師・新年会



平成30年1月21日（日）に当事務所の恒例行事である「川崎大師への祈願」及び「新年会」を行いました。

当日は、まだ薄暗い午前5時過ぎ、神奈川にある川崎大師・交通安全祈禱殿に集合。大本堂でのお護摩祈願、交通安全祈願を行ったのち、会社へ戻りました。

お護摩は梵語で「焚く」「焼く」の意味を持ち、仏の智慧の火で煩惱を焼き清め、大厄を消除し、家内安全・商売繁盛・病氣平癒など開運をもたらすものとされています。

## どうして毎年21日？

3月21日は真言宗の開祖・弘法大師空海の入寂であることから、毎月21日の参拝を大師参りと称します。

さらに、その年の最初の大師参りのことを**初大師**と呼んでいるそうです。

その為当事務所では、新年に際し、お大師様の御利益と交通安全祈願のため全車両とともに1月21日に参詣しております。



新年会では所長訓示から始まり事務所の各部門・委員会の目標及び方針発表、各職員の反省と抱負などを確認しました。

## 確定申告についてのお願い

平成29年分の所得税の確定申告の受付がいよいよ始まります。

つきましては当事務所の各担当者が皆様に申告に必要な書類の提出をお願いすることになります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当事務所担当者までお気軽にお尋ねください。